

長崎県教育センター「いじめ・不登校・発達障害等相談」の流れ

【相談依頼校(園)】

県教育センターに電話で相談を依頼

0957-53-1130(特別支援教育研修班)

【県教育センター】

相談形態を検討(①来所型相談か、②学校訪問型相談又は③関係機関と連携した訪問支援か)

①来所型相談

②学校訪問型相談 又は ③関係機関と連携した訪問支援

【相談依頼校(園)】

県教育センターに申込票(様式1 学校・園用、様式2 保護者用)を親展郵送

※公立幼・小・中・義務教育学校は、市町教育委員会を通して提出

【県教育センター】

相談形態(②か③)と③の対応機関を決定し、学校に電話連絡

②学校訪問型相談

③関係機関と連携した訪問支援

県教育センターが対応する場合

長崎大学が対応する場合
・子どもの心の医療・教育センター
・教育学部 教育支援事業

【県教育センター】

実施日を調整、電話連絡

【県教育センター】

相談依頼校(園)と実施日等の調整

※子どもの心の医療・教育センターが対応する場合のみ

【相談依頼校(園)】
・訪問派遣申請書の提出
・実施日等の調整

【県教育センター】

相談依頼校(園)へ決定通知を送付

※公立幼・小・中・義務教育学校へは、市町教育委員会を通して送付

県教育センターにて相談実施

相談依頼校(園)にて相談実施

【県教育センター】

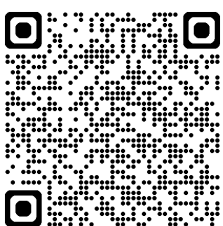
公立幼・小・中・義務教育学校については、市町教育委員会と情報共有

【相談依頼校(園)】

県教育センターへ、利用報告書(様式3)を提出

※公立幼・小・中・義務教育学校は、市町教育委員会を通して提出

※長崎大学子どもの心の医療・教育センター対応の場合は不要



実施要項・各種様式は
[県庁ホームページ](#)
[教育センターWebページ](#)で